

小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第11号

小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小牧市国民健康保険税条例（昭和35年小牧市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.99」を「100分の5.39」に改める。

第5条中「25,000円」を「27,000円」に改める。

第7条中「100分の1.99」を「100分の2.15」に改める。

第9条中「9,200円」を「10,000円」に改める。

第10条第1号中「6,800円」を「7,400円」に改め、同条第2号中「3,400円」を「3,700円」に改め、同条第3号中「5,100円」を「5,550円」に改める。

第11条中「100分の1.67」を「100分の1.80」に改める。

第13条中「9,200円」を「10,000円」に改める。

第14条中「5,800円」を「6,200円」に改める。

第26条第1項第1号ア中「17,500円」を「18,900円」に改め、同号ウ中「6,440円」を「7,000円」に改め、同号エ(ア)中「4,760円」を「5,180円」に改め、同号エ(イ)中「2,380円」を「2,590円」に改め、同号エ(ウ)中「3,570円」を「3,885円」に改め、同号オ中「6,440円」を「7,000円」に改め、同号カ中「4,060円」を「4,340円」に改め、同項第2号ア中「12,500円」を「13,500円」に改め、同号ウ中「4,600円」を「5,000円」に改め、同号エ(ア)中「3,400円」を「3,700円」に改め、同号エ(イ)中「1,700円」を「1,850円」に改め、同号エ(ウ)中「2,550円」を「2,775円」に改め、同号オ中「4,600円」を「5,000円」に改め、同号カ中「2,900円」を「3,100円」に改め、同項第3号ア中「5,000円」を「5,400円」に改め、同号ウ中「1,840円」を「2,000円」に改め、同号エ(ア)中「1,360円」を「1,480円」に改め、同号エ(イ)中「680円」を「740円」に改め、同号エ(ウ)中「1,020円」を「1,110円」に改め、同号オ中「1,840円」を「2,000円」に改め、同号カ中「1,160円」を「1,240円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,750円」を「4,050円」に改め、同号イ中「6,250円」を「6,750円」に改め、同号ウ中「10,000

円」を「10,800円」に改め、同号エ中「12,500円」を「13,500円」に改め、同項第2号ア中「1,380円」を「1,500円」に改め、同号イ中「2,300円」を「2,500円」に改め、同号ウ中「3,680円」を「4,000円」に改め、同号エ中「4,600円」を「5,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。